



Point2
機能空間区分などを設定し、河川の利用と保全のルールを定めました。

多摩川の河原を人工利用とするのか、自然のままとするのか、5つのゾーンと8つの機能空間区分にタイプ分けしています。

また、水面についても、ルールがあるんです。特に河口から調布堰までの区間はボート遊びや釣りが盛んなので、利用する人の安全と自然環境を守るために、水面と水際についてそれぞれ区分を設定しています。



これらの区分は「多摩川環境管理計画」に定められています。

「多摩川環境管理計画」って何？



多摩川の自然環境の保全と秩序ある利用を規定したもので、昭和55年に策定されました。

「環管計画(かん・かん・けいかく)」の略称で、市民の皆さんに親しまれています。

多摩川水系河川整備計画に合わせて、次のような改訂を行いました。

「環管計画」改訂の主なポイント

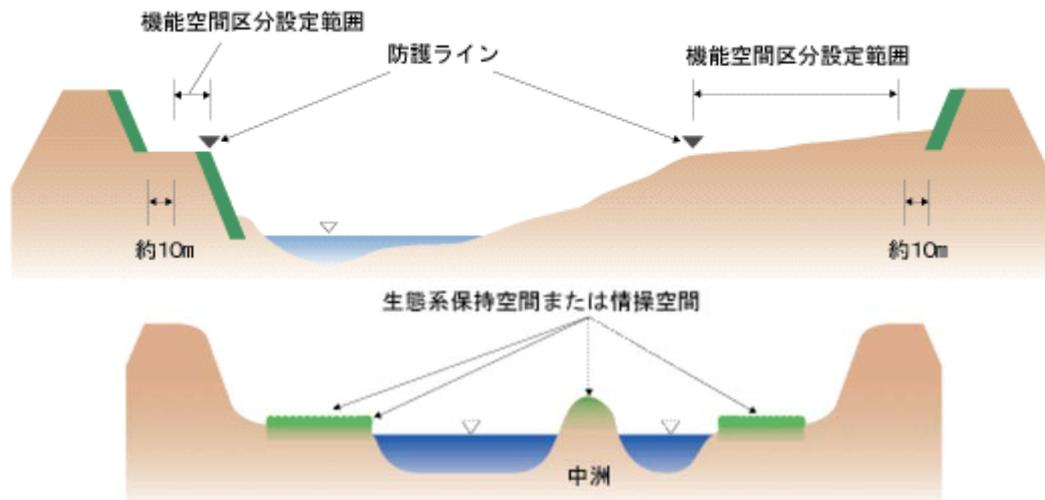
- ・ 時代の変化などに合わせてゾーンと機能空間の配置を見直しました。
- ・ 自然系空間と人工系空間の面積比を6:4と決めました。(従来は5:5)
- ・ 河岸維持管理法線(防護ライン)設定に伴い、機能空間区分の設定範囲を、下記のように見直

しました。

- ・ 空間管理計画の対象に浅川(直轄管理区間)を追加しました。
- ・ 下流部について、水面、水際部を対象として管理区分を設定しました。

機能空間区分に設定されている場所は、防護ライン(河岸維持管理法線)の堤防側の区域です。ただし、(7)情操空間と(8)生態系保持空間については、防護ラインに関係なく、自然状況に応じて水際付近まで含まれます。(※)

機能空間区分の原則的な設定範囲



※ 土砂が堆積し、治水上問題がある箇所、ならびに堤防ののり尻部、滞筋が安定しない浅川の特
殊防護区間(湯殿川合流地点より上流区間)については、機能空間の設定を行いません。また、
防護ラインの滞筋側についても、洪水によって地形が変形しやすいことなどから、(7)の情操空
間、(8)の生態系保持空間以外の機能空間の設定は行いません。

「多摩川環境管理計画(環管計画)」について詳しく知りたい方は京浜
河川事務所のページをご覧ください！

